グループホーム八重桜 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

<令和4年10月1日現在>

サービスおよび利用料等

> CX000C 43/644 d				
	入居時にかかるもの			
保証金	300,000円 金 償却期間は3年です。 3年以内に退去された場合は、未経過分(残金)を返却いたします。			
	毎月かかるもの			
居室の提供(家賃)	59,000円/月			
食事の提供	45,900円/月(30日概算)(1,530円/1日) (朝食: 306円、 昼食: 459円、 夕食: 612円、 おやつ: 153円)(目安)			
管理費	10,000円/月			
水道光熱費 15,300円/月				
個人消耗品の費用 その他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。				

介護保険基本料金

介護保険、保険料の1日あたりの自己負担分(令和3年4月1日より改定)

	利用料/1日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
要支援2	748単位 (7988円)	799 円	1598 円	2397 円
要介護1	752単位(8031円)	804 円	1607 円	2410 円
要介護2	787単位(8405円)	841 円	1681 円	2522 円
要介護3	811単位 (8661円)	867 円	1733 円	2599 円
要介護4	827単位(8800円)	884 円	1767 円	2650 円
要介護5	844単位 (9013円)	902 円	1803 円	2704 円

介護保険加算料金

	利用料/1日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
初期加算	30単位(320円)	32円	64円	96円

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた後に 1 年以上保険料を滞納している等の場合は、基本料金と加算料金の全額を一旦お支払いいただきます。この場合利用者は、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うことになります(償還払い)。

「初期加算」は、入居された日から起算して30日目までの加算です。

医療連携体制加算 I

	利用料/1日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
医療連携体制 加算	39単位(416円)	42円	84円	125円

事業所の職員として又訪問看護ステーション等との連携を行うことにより看護師を 1 名以上確保し 24 時間連絡可能な体制とし、利用者が重度化した場合等における対応を定めておきまして利用者又は家族への説明・同意を行っている場合に 1 日につき 39 単位を加算いたします。

認知症対応サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

	利用料/1 日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
認知症対応サ ービス提供体 制強化加算 II	18単位(192円)	20円	39円	58円

当施設の職員の60%以上が介護福祉士であるため1日につき18単位を加算いたします。

認知症専門ケア加算Ⅰ

	利用料/1 日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
認知症専門ケ ア加算 I	3単位(32円)	4円	7円	1 0円

認知症介護実践リーダー研修修了者を 1 名配置されており、認知症高齢者の日常生活自立度 以上(日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められる認知症)の利用者が50%以上入居しているため1日につき3単位を加算いたします。

認知症対応型処遇改善加算 [

介護処遇加算

所定単位数の111/1000(11,1%)【左記の1割・2割・3割】

H24年4月1日より介護職員等の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。(区分支給限度額の対象外となります)

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

介護処遇加算

所定単位数の31/1000(3,1%)【左記の1割・2割・3割】

介護職員等ベースアップ等支援加算

介護伽	油 七 0 色	⇆
コド	ᇻ	₹

所定単位数の23/1000(2,3%)【左記の1割・2割・3割】

若年性認知症利用者受入加算

	利用料/1 日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
若年性認知症 利用者 受入加算	120単位(1281円)	129円	257円	385円

若年性認知症(40歳から64歳)利用者ごとの担当者を中心に特性やニーズに応じたサービスを行うため1日につき120単位を加算いたします。

看取り介護加算

	利用料/1日	1日あたりの 自己負担分 (1割)	1日あたりの 自己負担分 (2割)	1日あたりの 自己負担分 (3割)
31~45⊟	72単位(768円)	77円	154円	231円
4~30⊟	144単位(1537円)	154円	308円	462円
2~ 3⊟	680単位(7262円)	727円	1453円	2179円
当日	1280単位 (13670円)	1363円	2734円	4101円

入居の際に、利用者等に対して看取り指針の内容の説明を行ない、同意を得た後 医師が回復の見込みがないと診断した利用者に係る計画が作成され、医師・看護職員・介護 職員・介護支援専門員等が看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しや看取りに関する 職員研修の実施を行なった上で、利用者や家族に説明を行い、同意を得て介護が行われてい た場合に死亡日・死亡日前日及び前々日・死亡日以前4日以上30日以下・31~45日以 下、それぞれ上記の単位を加算いたします。

口腔衛生管理体制加算

	利用料/1月	1月あたりの 自己負担分 (1割)	1月あたりの 自己負担分 (2割)	1月あたりの 自己負担分 (3割)
口腔衛生管理 体制加算	30単位(320円)	32円	64円	96円

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係わる技術的助 言及び指導を月1回以上行っている場合に1ヵ月につき30単位を加算いたします。

栄養管理体制加算

	利用料/1月	1月あたりの 自己負担分 (1割)	1月あたりの 自己負担分 (2割)	1月あたりの 自己負担分 (3割)
栄養管理体制 加算	30単位(320円)	32円	64円	96円

管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言及び 指導を行っている場合に1ヵ月につき30単位を加算いたします。

科学的介護推進体制加算

	利用料/1月	1月あたりの 自己負担分 (1割)	1月あたりの 自己負担分 (2割)	1月あたりの 自己負担分 (3割)
科学的介護 推進体制加算	40単位(427円)	43円	86円	129円

利用者ごとの日常生活動作(ADL)の値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供にあたり上記の情報その他適切かつ有効に行なう為に必要な情報を活用している場合に 1 ヵ月につき4 〇単位を加算いたします。